

第99回 定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち交付書面省略事項)

事業報告

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

NSユニテッド海運株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

事業報告

1. 会計監査人の状況

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠等を確認するとともに、過年度の実績との比較を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に基づき同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役会における協議を経たうえで、監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また以上の場合のほか、監査役会が、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断し、会計監査人の解任または不再任を決定した場合、取締役は、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「N S ユナイテッド海運グループ企業理念」に基づき、企業価値の継続的な向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指します。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努めます。

①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受けます。

業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役会に報告します。

当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備します。

各部門長は、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努め、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに内部統制担当役員に報告します。

内部統制・コンプライアンス委員会は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令及び規程遵守状況を把握・評価します。また、法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配布等、社員に対する教育体制を整備・充実し、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じます。さらに、これらの内容については、内部統制・コンプライアンス委員会開催後、すみやかにその概要を取締役会に報告します。また、業務遂行上のリスクに関する通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用します。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負います。法令違反行為等を行った社員については、就業規則に基づき懲戒処分を行います。

内部監査につきましては、内部監査室を設け、代表取締役社長の指揮・命令により会社の内部統制の執行状況を検討・評価し、社長に結果を報告する体制を取っています。

また、併せて取締役会・監査役会に直接報告する運用を行っています。

②当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定を行った上で、適切に保管します。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努めます。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門長は、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、社内規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行します。

安全衛生、環境・防災、情報管理、品質管理、財務報告の信頼性等に関する全リスクについては、当該担当部門が規程等を整備し、各部門に周知するとともに、リスク管理状況をモニタリング等を通じて把握・評価し、指導・助言を行います。

経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「緊急対策本部」等を直ちに設置し、必要な対応を行います。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画・事業戦略や設備投資・投融資等の重要な個別執行事項については、執行役員会等の協議を経て、取締役会において執行決定を行います。

取締役会での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等が遂行します。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び各グループ会社は、「N S ユナイテッド海運グループ企業理念」に基づき、グループ一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底します。

当社は、グループ会社の管理に関してグループ会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図ります。

グループ会社は、内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図ります。内部統制・コンプライアンス委員会は、各グループ会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行います。

内部統制・コンプライアンス委員会は、当社グループ全体の内部統制状況を把握・評価するとともに、各部門及び各グループ会社に対し、指導・助言を行います。これに基づく具体的な体制は以下のとおりとします。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営

上または各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言を行います。

□. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行います。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、各グループ会社のマネジメントに関する支援を行います。

二. グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行います。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、すみやかに内部統制・コンプライアンス委員会等に報告します。

⑥監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、内部統制・コンプライアンス委員会等において報告し、監査役と情報を共有します。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または当社関係部門を通じて報告します。当社は、これらの報告をした者に対し、社内規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行いません。内部統制担当部署は、監査役と定期的にまたは必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図ります。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告します。監査役は職務を補助するため、その職務を補助すべき従業員（兼務）を置きます。その職務を補助する業務を行う場合には、当該従業員の取締役からの独立性を確保します。

当社は、監査役は職務執行上必要と認める費用については、法令及び社内規程に従って、監査役の償還請求に応じます。

⑦財務報告の適正性確保のための体制

当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、社会に対し信頼できる財務情報を提供する重要性を理解し、法令並びに財務報告基本方針及び財務F報告に係る内部統制規程

等の社内規程に基づき日々の業務を遂行します。

当社の取締役は、有価証券報告書等、その他重要な財務情報については、取締役会で決議を行い、開示する体制になっています。

内部監査室は、業務執行・管理状況のモニタリングを通じ、内部統制の適正性・有効性を確認した上で、社長に結果報告を行います。

当該結果報告は、有価証券報告書等、その他重要な財務情報の開示にあたり、取締役会・監査役会に直接報告する運用を行っています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①内部統制システム全般について

- ・当社は、取締役会において決議された「内部統制基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し適切に運用しております。
- ・当社は、取締役会規程等に基づき、取締役会を毎月開催し、経営上の重要な事項の決定を行い、または報告を受けております。多様な視点からの意思決定と経営の監督機能の充実を図るため、企業経営等に関する豊富な経験や高い識見を有する独立社外取締役が1/3以上を占めております。また女性取締役は3人となっております。
- ・当社は、ESG経営の実効性向上のためサステナビリティ委員会を新設するとともに社内各委員会組織の見直しを行い、経営と直結した効率的運用を行っています。
- ・当社は、内部統制・コンプライアンス委員会規程に基づき、定期的に内部統制・コンプライアンス委員会を開催し、年間計画を定め、各部門及びグループ会社全体の内部統制状況を把握、評価するとともに、指導・助言を行っています。
- ・当社は、社長直轄の内部監査室を設置しており、当社及び子会社の業務執行が、法令・社内規程等を遵守して適正に行われているか監査し評価と提言を実施しております。

②コンプライアンスについて

- ・当社は、「NSユナイテッド海運グループ企業理念」を具体的実現するために、内部統制・コンプライアンス委員会を設置して、内部統制・コンプライアンス周知月間等を実施し、全役員・社員が法令・社内規程・社会倫理規範を遵守して日常の業務執行に当たるよう、意識の向上に努めております。
- ・船舶については、役職員等による訪船活動を行い、乗組員の安全意識の向上に努めております。
- ・当社は社内通報窓口、弁護士起用の社外通報窓口、第三者機関起用の社外通報窓口の三種類

の通報窓口を設置しています。公益通報者保護法に則り、通報者が不利益な取り扱いを受けない制度となっております。

- ・当社およびグループ会社の船員を含めた全従業員に対して「社員意識調査アンケート」を実施し、コンプライアンスに関する意識や行動等、当社グループの実態を調査してコンプライアンスの向上に努めております。
- ・当社は、事業を遂行する国・地域に適用される腐敗防止に関する法規制を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践することを目的として腐敗防止基本方針を制定しております。

③リスクマネジメントについて

- ・当社は、リスク管理規程に基づき、事業全般にわたり生じ得るリスクについて、関連部門がリスクの分析やその対応策、リスク項目の見直しを行った上で、取締役会及び執行役員会へリスク項目の管理執行状況の報告を実施しております。
- ・当社は船舶において重大な海難事故が生じた時には、緊急事態対応マニュアルに基づき、社長を本部長とした緊急対策本部を設置して対応する体制を整備しており、定期的に海難事故を想定した訓練を実施しております。
- ・当社は大規模災害に対応するため事業継続計画（BCP）規程を整備し、防災・BCP委員会を設置して、早期復旧に向け全社的な取り組みを行っております。
- ・当社は情報セキュリティ事故の予防、継続的な情報セキュリティの安全性向上を目的として、情報セキュリティ基本方針を改定し、情報セキュリティ事故に対応する体制を整備しております。

④グループ会社の経営について

- ・当社は、グループ会社の経営状況について、定期的に当社の取締役会及び執行役員会へ報告を実施しており、経営上の重要事項については、取締役会及び執行役員会の決裁を受ける体制を整備しております。
- ・当社は主要なグループ会社へ取締役や監査役を派遣し、グループ会社の経営を監督しております。
- ・主要グループ会社の役員は、内部統制・コンプライアンス委員会に出席し、各社の内部統制・コンプライアンスに関する取り組み状況を報告し共有がなされており、グループ一体で取り組んでおります。
- ・グループ会社において、当社又は各社の内部通報窓口を周知し、安心して利用できる体制を整えております。

⑤監査役の監査について

- ・当社は、監査役が取締役会のほか執行役員会、各委員会等の重要な会議に出席し、業務執行状況を確認できる体制を整備しております。また総務担当役員は定期的に意見交換を行い、重要な経営事項の報告を実施しております。
- ・当社は、監査役が内部監査室及び内部統制部門と定期的に情報・意見を交換する場を設け、監査の実効性を高めております。
- ・当社は、監査役の職務を補助するための人員を配置しております。

3. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体、及び全ての反社会的な行為には断固たる態度で対決し、これらとのかかわりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。このことを企業理念に定め、当社グループ役職員全体に周知徹底するとともに、平素より外部専門機関及び法律の専門家との緊密な連携のもと、情報収集に努めており、組織的に対処する体制を整えております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	10,300	17,181	121,150	△998	147,633
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△6,245		△6,245
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			18,621		18,621
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	12,376	△0	12,376
当 期 末 残 高	10,300	17,181	133,527	△999	160,009

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	2,445	△194	△226	△75	1,951	149,584
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△6,245
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						18,621
自 己 株 式 の 取 得						△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△228	1,121	90	△205	778	778
当 期 変 動 額 合 計	△228	1,121	90	△205	778	13,154
当 期 末 残 高	2,217	927	△136	△279	2,729	162,738

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 56社
- ・主要な連結子会社の名称 NS ユナイテッド内航海運(株)
NS ユナイテッドタンカー(株)

非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 NS UNITED BULK PTE. LTD.
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいと認められるので連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社等の状況

- ・持分法適用の非連結子会社等の数 3社
- ・会社の名称 NS UNITED SHIPPING (U.K.) LTD.
NS UNITED SHIPPING (U.S.A.) INC.
NS UNITED SHIPPING (H.K.) CO., LTD.

持分法を適用していない非連結子会社等の状況

- ・主要な会社の名称 NS UNITED BULK PTE. LTD.
新昌船舶(株)
- ・持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいと認められるので持分法の適用範囲から除外しております。

持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社は決算日が連結決算日と異なっておりますが、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他の有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 船舶
(リース資産を除く)

主として定額法を採用しておりますが、一部の船舶について定率法を採用しております。なお、主要なものの耐用年数は13年から25年です。

建物（附属設備を除く）

主として定額法を採用しております。

その他

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）、契約関連無形資産については契約期間に基づいております。

無形固定資産
(リース資産を除く)

リース資産

所有権移転ファイナンス・リースに係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金

従業員に対する賞与の支払に充てるため設定し、支給見込額に基づき計上しております。

役 員 賞 与 引 当 金

役員に対する賞与の支払に充てるため設定し、支給見込額に基づき計上しております。

特 別 修 繕 引 当 金

船舶の特別修繕（定期検査）に備えるため設定し、定期検査費用実績等に基づき算定し計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８～１０年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８～１０年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

外航海運事業及び内航海運事業においては、主に貨物輸送契約を締結しております。当該契約においては、当社及び連結子会社が顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益及び費用を認識する航海日割基準を採用しております。進捗度の測定は、見積った総航海日数に対する経過した航海日数の割合に基づきます。取引価格には滞船料及び早出料等の変動対価が含まれますが、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高いため、変動対価の額を取引価格に含めております。

また、貸船契約は履行義務が一定の期間にわたり充足されるため、用船期間のうち経過期間に応じて収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約、通貨スワップの振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約、通貨スワップの円貨額に換算しております。また、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を適用し、金利スワップの一部については特例処理に、為替予約の一部と通貨スワップについては振当処理によっております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶の建造に係る借入金の支払利息のうち、竣工迄の期間に対応するものは、取得価額に算入しております。

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

航海日割基準における総航海日数

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末までに完了していない航海に係る海運業収益及びその他の営業収益の金額は、17,743百万円です。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末までに完了していない航海に係る海運業収益は、総運賃見積額及び航海の進捗度に基づき算定します。

総運賃見積額の算定にあたり、港間の航海日数及び積揚地での滞在日数等で構成される総航海日数を見積ります。また、航海の進捗度は見積った総航海日数に対する当連結会計年度末までの航海日数の割合に基づきます。総航海日数は天候や港湾の混雑状況等に応じて変動し、当該変動により総運賃見積額及び航海の進捗度に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産		
船舶		91,088百万円
上記の担保に係る債務		
短期借入金		8,981百万円
長期借入金		62,673百万円
	計	71,653百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		175,856百万円
(3) 棚卸資産		
棚卸資産の内訳		
原材料及び貯蔵品		13,775百万円
(4) 偶発債務		
保証債務		
＜債務者＞	＜被保証債務の内容＞	＜保証金額＞
新昌船舶(株)	設備資金借入金	161百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数、並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首の株式数(千株)	当 連 結 会 計 年 度 増加株式数(千株)	当 連 結 会 計 年 度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 の 株 式 数 (千 株)
発 行 済 株 式 数				
普通株式	23,971	－	－	23,971
自 己 株 式				
普通株式(注)	405	0	－	405

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 千株未満を四捨五入して表示しております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月26日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	3,535	150.00	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月31日 取 締 役 会	普 通 株 式	2,710	115.00	2024年9月30日	2024年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2025年6月25日開催の第99回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 2,946百万円
- ・1株当たり配当額 125.00円
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月26日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等による他、安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については金融機関からの借入によっております。

営業債権である受取手形及び営業未収金に係る顧客の信用リスクは、その回収状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び営業未払金や借入金に係る流動性リスクについては、当社グループ各社が月次の資金計画を作成する等の方法により管理しております。借入金は、設備投資のための長期資金調達が主であり、変動金利の長期借入金の多くについて、金利変動リスクを回避するため金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引については、金利スワップ取引の他、当社グループの外航海運事業を主たる事業としている各社において営業収入・支出の大部分を占める外貨建て取引に係る為替相場変動リスクを回避するために為替予約等を、船舶の運航に係る燃料油価格の変動リスクを回避するために燃料油スワップ取引を行っております。また、運賃、用船料の変動リスクを回避するための先物取引を行うことがあります。

デリバティブ取引は、当社グループ各社が、「経理規程」等の内部管理規程に基づき実需の範囲内で行うこととしております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを極力回避するため、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
投資有価証券(*2)	4,131	4,131	－
長期借入金	(85,016)	(84,205)	811
デリバティブ取引(*3)	1,203	1,203	－

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額
関係会社株式	1,350
その他非上場株式	24
合計	1,375

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

1. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	4,131	—	—	4,131
デリバティブ取引 金利関連	—	307	—	307
通貨関連	—	993	—	993
燃料油関連	—	△103	—	△103
運賃関連	—	7	—	7

2. 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	84,205	—	84,205

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。長期借入金には一年以内返済予定長期借入金が含まれております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	外航海運事業	内航海運事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	216,152	31,256	247,408	—	247,408
外部顧客への売上高	216,152	31,256	247,408	—	247,408

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(3) 会計方針に関する事項

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	32,065
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	27,911
契約資産（期首残高）	3,583
契約資産（期末残高）	7,244
契約負債（期首残高）	6,075
契約負債（期末残高）	5,466

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び履行義務の充足から生じる収益を請求金額で認識する取引について注記の対象に含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	6,905円75銭
(2) 1株当たり当期純利益	790円18銭

9. 重要な後発事象に関する注記

当社の連結子会社は、2025年4月24日に保有する外航船舶1隻を海外の第三者法人に売却致しました。
これにより発生する固定資産売却益は約47億円です。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

科目	2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,851
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,246
財務活動によるキャッシュ・フロー	△17,811
現金及び現金同等物に係る換算差額	△78
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	8,716
現金及び現金同等物の期首残高	47,069
現金及び現金同等物の期末残高	55,784

計算書類

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己 株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計		
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	10,300	2,524	13,409	15,933	2,105	18,000	89,693	109,798	△998	135,033
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△6,245	△6,245		△6,245
当 期 純 利 益							15,077	15,077		15,077
自 己 株 式 の 取 得									△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	8,832	8,832	△0	8,832
当 期 末 残 高	10,300	2,524	13,409	15,933	2,105	18,000	98,525	118,630	△999	143,865

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	2,254	6	2,259	137,292
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△6,245
当 期 純 利 益				15,077
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△233	695	462	462
当 期 変 動 額 合 計	△233	695	462	9,294
当 期 末 残 高	2,021	701	2,721	146,586

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他の有価証券

市場価格の無い株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格の無い株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

船舶 定額法を採用しております。

建物（附属設備を除く）

主として定額法を採用しております。

その他 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）、契約関連無形資産については契約期間に基づいております。

(3) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、通貨スワップの振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該通貨スワップの円貨額に換算しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に充てるため設定し、支給見込額に基づき計上しております。

役 員 賞 与 引 当 金

役員に対する賞与の支払に充てるため設定し、支給見込額に基づき計上しております。

退 職 給 付 引 当 金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から処理しております。

関係会社用船契約損失引当金

関係会社との用船契約の残存期間に発生する損失に備えるため、将来負担すると見込まれる損失額を見積計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

当社は、主に貨物輸送契約を締結しております。当該契約においては当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益及び費用を認識する航海日割基準を採用しております。進捗度の測定は、見積った航海日数に対する経過した航海日数の割合に基づきます。取引価格には滞船料及び早出料等の変動対価が含まれますが、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高いため、変動対価の額を取引価格に含めております。

また、貸船契約は履行義務が一定の期間にわたり充足されるため、用船期間のうち経過期間に応じて収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を適用し、通貨スワップについては振当処理によっております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なります。

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

航海日割基準における総航海日数

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末までに完了していない航海に係る運賃の金額は、17,558百万円です。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・①の金額の算出方法は、連結注記表「3.会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

4. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、有形固定資産の「その他有形固定資産」に含めておりました「建設仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。なお、前事業年度の「建設仮勘定」は3百万円であります。

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「その他営業外収益」に含めておりました「デリバティブ利益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。なお、前事業年度の「デリバティブ利益」は123百万円であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

船舶	3,183百万円
----	----------

上記の担保に係る債務

短期借入金	407百万円
-------	--------

長期借入金	2,440百万円
-------	----------

計	2,847百万円
---	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	9,083百万円
--------------------	----------

(3) 偶発債務

保証債務

< 債務者 >

< 被保証債務の内容 >

< 保証金額 >

SELENITE LINE S.A.	設備資金借入金	6,200百万円
--------------------	---------	----------

TIGER HEART SHIPPING S.A.	設備資金借入金	5,148百万円
---------------------------	---------	----------

GARDENIA LINE S.A.	設備資金借入金	4,905百万円
--------------------	---------	----------

MAYFLOWER LINE S.A.	設備資金借入金	4,447百万円
---------------------	---------	----------

XANADU MARITIME S.A.	設備資金借入金	4,387百万円
----------------------	---------	----------

LINDEN LINE S.A.	設備資金借入金	4,335百万円
------------------	---------	----------

XCEL LINE S.A.	設備資金借入金	3,738百万円
----------------	---------	----------

HOSEI SHIPPING S.A.	設備資金借入金	3,706百万円
---------------------	---------	----------

YEASTER LINE S.A.	設備資金借入金	3,443百万円
-------------------	---------	----------

NEW HARVEST S.A.	設備資金借入金	3,260百万円
------------------	---------	----------

QUINCE LINE S.A.	設備資金借入金	2,700百万円
------------------	---------	----------

EMMA LINE S.A.	設備資金借入金	2,660百万円
----------------	---------	----------

UPSTREAM LINE S.A.	設備資金借入金	2,250百万円
--------------------	---------	----------

PANSY LINE S.A.	設備資金借入金	2,046百万円
-----------------	---------	----------

BOND LINE S.A.	設備資金借入金	1,778百万円
----------------	---------	----------

NARCISSUS MARITIME S.A.	設備資金借入金	1,607百万円
-------------------------	---------	----------

ORCHIDEA MARITIME S.A.	設備資金借入金	1,550百万円
------------------------	---------	----------

新昌船舶(株)	設備資金借入金	161百万円
---------	---------	--------

計	58,322百万円
---	-----------

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	23,676百万円
② 短期金銭債務	3,009百万円
③ 長期金銭債権	64,919百万円
④ 長期金銭債務	57百万円

(5) 棚卸資産

棚卸資産の内訳

原材料及び貯蔵品	12,365百万円
----------	-----------

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

営業収益	103,136百万円
------	------------

営業費用	41,118百万円
------	-----------

(注) 営業収益には賃積船の運賃が含まれており、運賃は航海完了基準で計上されております。また、商社等を経由したものが含まれております。

② 営業取引以外の取引高

1,290百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末の株式数 (千株)
普 通 株 式	405	0	—	405

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 千株未満を四捨五入して表示しております。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：百万円)
賞与引当金	123
特定外国子会社留保金	2,312
繰延ヘッジ損益	35
用船解約金	55
関係会社用船契約損失引当金	842
投資有価証券評価損	41
関係会社株式評価損	320
その他	211
繰延税金資産小計	3,939
評価性引当額	△3,290
繰延税金資産合計	649
繰延税金負債	
前払年金費用	447
その他有価証券評価差額金	382
繰延ヘッジ損益	315
その他	11
繰延税金負債合計	1,154
繰延税金負債の純額	505

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を28.55%から29.32%に変更して計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が13百万円、法人税等調整額が3百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が10百万円減少しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	日本製鉄㈱	東京都千代田区	569,519	鉄鋼の製造販売等	〔被所有〕 直接 33.44%	鉄鋼原料及び製品の輸送 役員の兼任 役員の転籍	(営業取引) 鉄鋼原料及び製品の輸送	102,082	営業未収金	12,855

(注) 1. 運賃、その他の取引条件は、市場価格、当社の原価を勘案して、上記会社と交渉の上、決定しております。

2. 取引金額には賃積船の運賃が含まれており、運賃は航海完了基準で計上しております。また、商社等を経由したものが含まれております。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ACACIA LINE S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の貸付 役員の兼任	子会社への船舶設備資金の貸付	8	貸付金	2,231
							貸付金利息	12		
子会社	DENE LINE S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の貸付 役員の兼任	貸付金利息	15	貸付金	2,754
							担保資産の受入	2,351		
子会社	EMMA LINE S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船舶設備資金の債務保証	2,660	—	—
子会社	GARDENIA LINE S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船舶設備資金の債務保証	4,905	—	—
子会社	HIGHLAND MARITIME S.A.	PANAMA CITY PANAMA	US\$ 1,000	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の貸付 役員の兼任	子会社への船舶設備資金の貸付	136	貸付金	4,592
							貸付金利息	26		

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は 出 資 金	事業の内容 又 は 職 業	議決権等 の 所 有 割	関 係 内 容	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	HOSEI SHIPPING S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 5	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付	3,427	貸付金	5,036
							貸付金利息	30		
							子会社の船 舶設備資金 の債務保証	3,706	－	－
子会社	HYDRANGEA LINE S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	貸付金利息	8	貸付金	4,162
子会社	LINDEN LINE S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	4,335	－	－
子会社	MAREA BUENA S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	貸付金利息	20	貸付金	4,431
子会社	MAYFLOWER LINE S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	4,447	－	－
子会社	NEW GRACE MARITIME S.A.	PANAMA CITY PANAMA	US\$ 1,000	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付	3,798	貸付金	3,798
							貸付金利息	8		
子会社	NEW HARVEST S.A.	PANAMA CITY PANAMA	US\$ 20,000	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	3,260	－	－
子会社	OREGANO LINE S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付	2	貸付金	4,428
							貸付金利息	24		
子会社	PANSY LINE S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	2,046	－	－
子会社	PLEIADES SHIPPING S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	貸付金利息	17	貸付金	3,974

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は 出 資 金	事業の内容 又は 職 業	議決権等 の 所 有 割	関 係 内 容	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	QUARK SHIPPING S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	貸付金利息	18	貸付金	3,196
							担保資産の 受入	2,828	－	－
子会社	QUINCE LINE S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	2,700	－	－
子会社	ROSSO LINE S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付	8,597	貸付金	8,510
							貸付金利息	41		
							担保資産の 受入	5,735	－	－
子会社	SELENITE LINE S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	貸付金利息	24	貸付金	2,630
							子会社の船 舶設備資金 の債務保証	6,200	－	－
子会社	TIGER HEART SHIPPING S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付	833	貸付金	4,252
							貸付金利息	28		
							子会社の船 舶設備資金 の債務保証	5,148	－	－
子会社	UPSTREAM LINE S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	2,250	－	－
子会社	WODEN MARITIME S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付	6	貸付金	1,953
							貸付金利息	4		

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は 出 資 金	事業の内容 又は 職 業	議決権等 の 所 有 割 合	関 係 内 容	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	XANADU MARITIME S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	子会社の船舶 設備資金 の債務保証	4,387	－	－
子会社	XCEL LINE S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	子会社の船舶 設備資金 の債務保証	3,738	－	－
子会社	YEASTER LINE S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	子会社の船舶 設備資金 の債務保証	3,443	－	－
子会社	ZEPHYROS LINE S.A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の 貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資金の貸付 貸付金利息	7 10	貸付金	4,501

- (注) 1. 債務保証は子会社の船舶建造資金借入金に対し当社が保証している債務であります。
 なお、外国子会社については、保証料は受領しておりません。
2. 貸付金は主として子会社の船舶建造資金であり、金利は市場金利を勘案し利率を決定しております。
 なお、担保は受け入れておりません。
3. 担保資産の受入の一部は船舶設備資金として子会社に転貸するために当社が借入れている設備資金借
 入に係わるものです。

10. 収益認識に関する注記

連結注記表記載の内容と同一のため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 6,220円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 639円80銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

ＮＳユニテッド海運株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山本高揮

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山中彰子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ＮＳユニテッド海運株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＮＳユニテッド海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

N S ユナイテッド海運株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 本 高 揮
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 中 彰 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、N S ユナイテッド海運株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの2025年3月期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2025年5月22日

N S ユナイテッド海運株式会社
代表取締役社長 山中 一馬 殿

N S ユナイテッド海運株式会社 監査役会

常勤監査役 紀 平 徹

社外監査役 山 本 昌 平

社外監査役 竹 ケ 原 啓 介

社外監査役 毛 利 具 仁

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上